第二百十五条の四の表以外の部分中「、第四十九条」の下に「、第四十九条の三」を、「第五十三条第一項（」の下に「同令」を加え、同条の表第四十一条第四項の項中「〇の記号」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名」を「賛否又は」に改め、同表第五十六条第一項及び第二項の項中「広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十六条第四項の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十九条の五の項中「広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十九条の五の二の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第六十九条の項中「広域連合の長」の下に「（地方自治法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。以下同じ。）」を加える。

第二百十五条の五の表第三十七条第二項の項中「広域連合の長」の下に「（地方自治法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。以下同じ。）」を加え、同表第四十六条第一項の項中「広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同項の次に次のように加える。

第四十六条の二第一項	条例で	選挙管理委員会が
	投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄	広域連合の長の解職に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に〇の記号を、これに反対するときは反対の記載欄
第四十六条の二第二項	第四十八条第一項	地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する第四十八条第一項
	当該選挙の公職の候補者の氏名	賛否
	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名	が指示する賛否
	公職の候補者一人に対して	の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に
	第六十八条第一項第一号	同法第二百九十一条の六第七項において準用する第六十八条第一項第一号
	「公職の候補者の氏名」	「賛否をともに」
	公職の候補者に対して〇の記号	賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも〇の記号を
	公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。	賛否のほか、他事を記載したもの
	公職の候補者の氏名を自書しないもの	賛否を自書しないもの
	公職の候補者の何人	賛否
	公職の候補者のいずれに対して〇の記号	賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに対して〇の記号を記載したか

第二百十五条の五の表第四十八条第一項の項中「広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第四十八条第二項の項中「当該選挙人が指示する」を削り、「当該選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十二条の項中「広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第六十八条第一項第二号の項を次のように改める。

第六十八条第一項第四号	二人以上の公職の候補者の氏名を	賛否をともに

第二百十五条の五の表第六十八条第一項第六号及び第七号の項中「広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第六十八条第一項第八号の項中「の何人」の下に「を記載したか」を加え、「のいずれか又は何人」を削り、同表第二百三十七条の二第一項の項を次のように改める。

第二百三十七条の二第一項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	賛否又は
	指示する	指示に従い

第二百十五条の五の表第二百三十七条の二第二項の項中「選挙人の指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第二百五十五条第一項の項及び第二百五十五条第三項の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第二百六十三条の項を削る。

第二百十六条の二第一項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数を八十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改める。

第二百十六条の三の表第九十二条第四項の項中「第九十二条第三項」に、「にあつては二箇月以内、」を「及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の」に、「にあつては六十二日以内、」を「及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の」に改め、同表第九十二条第五項の項中「第九十二条第五項」を「第九十二条第四項」に改め、同表第九十三条の項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を「指定都市」に改め、同表第九十三条の二第一項の項を次のように改める。

第九十三条の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合

第二百十六条の三の表第九十四条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内」の下に「指定都市以外の」を加え、同表第九十六条第一項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内」の下に「指定都市以外の」を加え、「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第二項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「五日以内」の下に「指定都市以外の」を加える。